北海道における「まん延防止等重点措置の適用」について

<北海道商工会議所連合会>

北海道に「まん延防止等重点措置」が適用されたことに伴い、令和4年1月27日(木)から2月20日(日)までの期間、本キャンペーンは下記の要請内容に沿って運用いたします。利用者皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. まん延防止等重点措置による 道民 および 飲食店等への要請

北海道に「まん延防止等重点措置」が適用されたことに伴い、道民の皆様や道内の飲食店等に、北海道から以下の要請が出されております。日常生活や飲食店ご利用のご参考にして下さい。

対象地域 全道域

対象期間 令和 4 年 1 月 27 日(木)~2 月 20 日(日)まで(3 週間)

<道民の皆様への要請>

(日常生活において)

- ◆「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。
- ◆発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、かかりつけ医や診療・検査医療 機関を受診する。
- ◆ワクチン接種の有無にかかわらず、感染に不安を感じる無症状の道民の方は検査を受ける。

(特に外出の際は)

- ◆混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控える。
- ◆普段会わない方や重症化リスクの高い方(※)と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。 (※) 高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方
- ◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。

<飲食店等への要請>

対象施設 飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店、キャバレー、カラオケボックス、結婚式場、ホテル・旅館の宴会場 等

要請内容 ●第三者認証店(下記①②のいずれかを選択)

- ①営業時間 5:00~21:00 (酒類提供 11:00~20:00)
- ②営業時間 5:00~20:00 (酒類提供 無し)
- ※期間を通しての選択となります(当初の選択は変更不可)

●非認証店

・営業時間 5:00~20:00 (酒類提供 無し)

●共 通

- ・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする。
- ・業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目の遵守
- ・カラオケを行う場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、 徹底した感染対策を行う。

※まん延防止等重点措置の詳細

下記の北海道ホームページをご確認下さい。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/index.html

2. Go To Eat 北海道お食事券の利用制限

利用制限 「テイクアウト」「登録店自らが行うデリバリー」のみ 利用できます。

- **※制限期間中は、店内飲食では利用できません。**テイクアウトまたは登録店自らが行うデリバリーをご利用下さい。
- ※宅配専門サービスは、対象となりません。(Uber Eats、出前館など)
- ※宅配専門サービスから登録店のメニューをご注文頂いた場合も、ご利用できません。(Go To Eat 食事券事業の「登録店」が「直接行う」テイクアウト・デリバリーのご利用に使えるとご理解願います。)
- ※宅配専門事業者は、Go To Eat の対象ではありません。(宅配ピザ・寿司など)

制限期間 令和 4 年 1 月 27 日 (木) ~2 月 20 日 (日) まで

(まん延防止等重点措置の適用期間中)

- ※まん延防止等重点措置の適用期間中は、Go To Eat 北海道お食事券の店内利用が制限されます。
- ※まん延防止等重点措置の解除後も、一定期間、店内利用の制限が継続される場合があります。
- ※制限解除の日が決まり次第、改めて公式ホームページ等でお知らせします。

3. 販売期限・利用期限の延長

「店内利用の制限」が行われることに伴い、利用機会を確保する観点から、 Go To Eat 北海道お食事券の販売期限・利用期限をそれぞれ延長します。

販売期限 延長 令和4年2月25日(金)まで

(現行 令和4年1月31日(月)まで)

利用期限 延長 令和4年3月25日(金)まで

(現行 令和4年2月28日(月)まで)

※店内利用制限の期間が変更された場合は、販売・利用の期限を変更する場合があります。